

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年8月10日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、様式第1号によるものとする。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の規定による通知の書面は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をしたときは開示決定通知書（様式第2号）、その一部を開示する旨の決定をしたときは一部開示決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の通知の書面は、不開示決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第12条第2項後段又は同条第3項後段の規定による開示決定等をする期間の延長等の通知の書面は、同条第2項の規定によるときは開示決定等期間延長通知書（様式第5号）、同条第3項の規定によるときは開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）によるものとする。

第5条 条例第13条第1項に規定する書面は、様式第7号のとおりとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項本文に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、開示請求年月日及び当該第三者に係る情報の内容とする。

2 条例第14条第1項の規定による第三者に対する通知は、意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第14条第2項本文に規定する第三者に対する通知の書面は、意見照会書

(様式第9号)によるものとする。

4 条例第14条第3項後段に規定する反対意見書を提出した第三者に対する通知の書面は、開示決定に係る通知書(様式第10号)によるものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 条例第15条第2項に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第1号及び第2号アの規定の適用は、全部を公開できるものに限る。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフロッピーディスク若しくは光ディスク等に複写したものの交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
(公文書の閲覧又は視聴の実施)

第8条 公文書(公文書を複写したものと並びに前条第2号イに規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものと並びに専用機器により再生したものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴は、広域連合長が指定する日時及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損することのないよう取り扱わなければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定に違反する者に対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(費用)

第9条 条例第17条に規定する公文書の写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第17条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第10条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第11号)に

より行うものとする。

(公文書の管理に関する定め)

第11条 条例第32条第2項の公文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 当該実施機関の事務事業の性質、内容等に応じた系統的な公文書の分類の基準を定めるものであること。
- (2) 公文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。
- (3) 当該実施機関の事務事業の性質、内容等に応じた公文書の保存期間を定めるものであること。
- (4) 公文書を作成し、又は取得したときは、前号の公文書の保存期間の基準に従い、当該公文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該公文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること。
- (5) 次に掲げる公文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

ア 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

ウ 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間

エ 開示請求があったもの 条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

- (6) 保存期間が満了した公文書について、職務遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様のこととするものであること。
- (7) 保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。次号及び第9号

において同じ。)が満了した公文書のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存することが適当と認められるものについては、適切に保存することができる施設に移管することとするものであること。

(8) 保存期間が満了した公文書については、前号の規定により移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。

(9) 公文書ファイル及び公文書(単独で管理することが適当なもので、保存期間が1年以上のものに限る。)の管理を適切に行うため、その名称その他必要な事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した帳簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)をもって作成することとするものであること。

(10) 法令の規定により、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該法令の定めるところによるものであること。

2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを記録した書面及び前項第9号の帳簿を一般の閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 100円
	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）		実費
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの		1枚につき 10円
電磁的記録	録音カセットテープに複写したもの		1巻につき 300円
	ビデオカセットテープに複写したもの		1巻につき 400円
	用紙に出力したもの（単色刷り）		1枚につき 10円
	フロッピーディスクに複写したもの		1枚につき 100円
	光ディスクに複写したもの		1枚につき 200円
写しの送付に要する費用			郵便料金相当額

（備考）

- 1 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 2 同表に掲げる以外の写しについては、実費を算定して定める額とする。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

実施機関 あて

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称、事務所又は事業所の
所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号）

開 示 請 求 書

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求します。

公文書の名称又は内容		
埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分（該当するものを1つ〇で囲み、（ ）内に該当する事項を記入してください。）	(1) 広域連合の区域内に住所を有する者 (2) 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所等の名称 所在地（ ） (3) 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称（ ） 所在地（ ） (4) 広域連合の区域内に存する学校に在学する者 学校の名称（ ） 所在地（ ） (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	
開示の実施の方法 （希望する開示方法を○で囲んでください。）	(1) 閲覧（フィルム及び電磁的記録の場合は、用紙に出力したもの） (2) 写しの交付（フィルム及び電磁的記録の場合は、用紙に出力したもの）	
備 考 （記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日
	実 施 機 関	
	担 当 課 等 名	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

開 示 決 定 通 知 書

年 月 日付けの開示請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称			
開示実施費用の額			
公文書の開示をする日 時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場 所		
開 示 の 方 法			
担 当 課 等 名	課 担 当		
	電話番号	内線 番	
備 考			

備考

- 1 開示を実施する日時に都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

一部開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称			
開示実施費用の額			
公文書の開示をする日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場 所		
開示の方法			
開示しない部分並びに不開示とする根拠規定及び当該規定を適用する理由	[開示しない部分]		
	[根拠規定]	[その理由]	
担当課等名	課 担当		
	電話番号	内線 番	
備 考			

教示 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 開示を実施する日時に都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

不開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

公文書の名称	
不開示とする根拠規定及び当該規定を適用する理由	[根拠規定]
	[その理由]
担当課等名	課 担当 電話番号 内線 番
備 考	

教示 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
延長前の決定期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等名	課 担当 電話番号 内線 番
備考	

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
延長前の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
上記3の期間内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
情報公開条例第12条第3項を適用する理由	
担当課等名	課 担当 電話番号 内線 番
備考	

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

事案移送通知書

年 月 日付けの開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合
情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
移送をした実施機関の担当課等	課 担当 電話番号 内線 番
移送を受けた実施機関（開示決定等をする実施機関）	
移送を受けた実施機関の担当課等	課 担当 電話番号 内線 番
事案を移送した理由	

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

意見照会書（埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第1項関係）

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおり _____
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る公文書の 名称及び作成年月日	名 称	
	年 月 日	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
公文書に記録されている _____に関する 情報の内容		
担当課等名及び意見書 提出先	課 担 当	
	電話番号	内線 番
備 考		

別紙

年 月 日

実施機関 あて

住 所

氏 名

（ 法人その他の団体にあつては、
その名称、事務所又は事業所の
所在地及び代表者の氏名 ）

連絡先（電話番号）

開示決定等に係る意見書

年 月 日付け 号で照会のあった件については、次のとおり回答します。

公文書の名称		
開示決定に対する反対意思の有無	有	無
開示決定に反対する理由		
備 考 (記 入 不 要)	受付年月	年 月 日
	担当課等	

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

意見照会書（埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第2項関係）

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおり _____
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙〔開示決定等に係る意見書〕により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る公文書の 名称及び作成年月日	名 称	
	年 月 日	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
情報公開条例第14 条第2項第1号又は 第2号の規定の適用区 分及び適用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・適用区分 ・適用理由 	
公文書に記録されてい る _____ に関する 情報の内容		
担当課等名及び意見書 提出先	課 担当	
	電話番号	内線 番
備 考		

(別紙 略)

様式第10号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

開示決定に係る通知書（対第三者）

年 月 日付けの_____に関する情報が記録された公文書の開示請求について、次のとおり公文書を開示することを決定したので、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されている_____に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示をする日	年 月 日
担当課等名	課 担当 電話番号 内線 番
備考	

教示 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

実施機関

審 査 会 諮 問 通 知 書

年 月 日付けの開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第20条の規定により、次のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問したので、通知します。

公文書の名称	
審査請求の理由	
諮問をした日	年 月 日
担当課等名	課 担当 電話番号 内線 番
備 考	